

令和2年

10月農業委員会総会議事録

■日時	2020年（令和2年）10月14日（水）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（10名） 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 西辻 達佳 4 5 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 友田 博文 12 式森 彦人 [欠席委員] 計（3名） 3 辻野 清一 5 田口 榮男 11 森 勝義 [事務局] 計（4名） 中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年10月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は、10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、田口委員、11番、森勝義委員でございます。辻野委員につきましては、急用のため、遅れているようです。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議事録署名人は、8番、岡田如弘委員、9番、福本敏行委員の御両名にお願い申し上げます。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお開きください。</p> <p>10月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号と報告第2号になっておりますのでよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1</p>

件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、番号1、平井町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は田1筆、面積は47平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は通路となっており、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.3km、徒歩で5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ田んぼに入る通路であり、譲渡人・譲受人に会って意志確認をいたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声があります。

議案第1号、番号1について許可することを決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案第2号、番号1、善正町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は善正町で、地目は田、面積は97平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などにある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断いたします。

譲受人は、一般廃棄物などの収集運搬業を営んでおり、現在、作業所に従業員の駐車場がないため、申請地を譲り受けて普通乗用車5台分の駐車場を設置するものです。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在何も耕作されていません。申請者に確認したところ転用目的は申請内容のとおり間違いなく、特に問題はないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明は終わりました。

これについて、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしという声です。

番号1については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、番号2、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑、面積は482平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などにある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断いたします。

被設定人は使用済み自動車などの部品販売業を営んでおり、事業所の隣接地に使用済み自動車25台分とリフト2台分の置場として申請地を整備するものです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認し、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響は認められない。貸し人、借り人双方に確認したところ、申請書の内容に間違いなく許可後速やかに登記地目を変更すること。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、調査内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い

会 長

お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がございます。

番号2については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

ここで、申請人が岡田委員のため、岡田委員には退席願います。

(岡田如弘委員退席)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画1件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、番号1、小野田町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は小野田町で、地目は田1筆、面積は965平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手双方に電話にて意思確認したところ、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で引き続き野菜栽培されるとのことで、申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声があります。

番号1については、決定することといたします。

(岡田如弘委員入室)

次に、報告案件に移ります。

議案書8ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用6件を専決により受理したので報告いたします。

報告書 9 ページを御参照ください。

議案書 10 ページ、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 3 件、賃貸借権の設定 1 件を専決により受理したので報告いたします。

議案書 11 ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

皆さん方、何か御意見、御質問ありましたらお受けいたしますが、何かございませんか。

(質問等なし)

別にないようですので、皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 14 時 55 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員